市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

			徳島市	徳島市上下水道局	鳴門市
受付窓口、内容に関する問合せ先			〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市総務部契約監理課 TEL 088-621-5326・5327 FAX 088-624-5563 Eメール keiyaku_kanri@city-tokushima.i-tokushima.jp	〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地（自治会館2階） 徳島市上下水道局総務課契約係 TEL 088-623-2092 FAX 088-623-1027 Eメール suido_somu@city-tokushima.i-tokushima.jp	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市企画総務部総務課契約検査室 TEL 088-684-1031 FAX 088-684-1336 Eメール keiyakukensa@city.naruto.i-tokushima.jp
提出方法			原則郵送	持参又は郵送	持参又は郵送(郵送の場合は当日消印有効)
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料（個別審査書類）	県内企業	市町村内	【②～⑤について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要】 ①提出書類一覧表（市様式） ②技術職員数調（市様式第2号） ※地質調査業務を希望する場合のみ ③技術職員数調に記載した資格を有することを証する書類の写し ※②の提出がある場合のみ ④土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）登録申請書（市様式第17号） ※土木関係建設コンサルタント業務のうち廃棄物部門を希望する場合のみ ⑤建設コンサルタント登録規程第2条による登録証明書 ※④の提出がある方のうち、上記規程による登録がある場合	【県内企業】 県内業者については個別審査書類はありません。	【市内企業】 ①申請書様式第1号（2ページ分） ②測量等実績調書（県様式第3号） ③技術職員名簿（県様式第4号） ④業者カード ⑤県発行の受付票
		市町村外	同上		【市外企業】 ①申請書様式第1号（2ページ分） ②測量等実績調書（県様式第3号） ③技術職員名簿（県様式第4号） ④委任状（主たる営業所以外に年間委任する場合） ⑤業者カード ⑥県発行の受付票 上記、①～⑥に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ⑦鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑧職員調書（鳴門市様式） ⑨所在地位置図 ⑩営業所の写真（内・外観2枚ずつ）
	県外企業		【②～⑤について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要】 ①提出書類一覧表（市様式） ②委任状（任意様式） ※年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合のみ ③徳島県内の営業所等届出書(市様式第8号) ※徳島県内に営業所等がある場合のみ ④徳島市が発行する法人市民税及び固定資産税の納税証明書の写し(直前2年間の事業年度分) ※③の書類を提出した者のうち、徳島市内に営業所がある場合のみ ⑤土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）登録申請書（市様式第17号） ※土木関係建設コンサルタント業務のうち廃棄物部門を希望する場合のみ ⑥建設コンサルタント登録規程第2条による登録証明書 ※⑤の提出がある方のうち、上記規程による登録がある場合	①委任状（任意様式、押印したもの） ※年間委任の場合で主たる営業所以外に任命する場合のみ ※委任状の宛名は「徳島市上下水道事業管理者」で提出 （「徳島県知事　希望市町村長」では受理できませんのでご注意ください）	【県外企業】 ①申請書様式第1号（2ページ分） ②委任状（主たる営業所以外に年間委任する場合） ③県発行の受付票 上記①～③に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ④測量等実績調書（県様式第3号） ⑤技術職員名簿（県様式第4号） ⑥鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑦職員調書（鳴門市様式） ⑧所在地位置図 ⑨営業所の写真（内・外観2枚ずつ）
様式等入手方法			徳島市ホームページ、徳島市契約監理課窓口(徳島市役所6階)	徳島市上下水道局ホームページ、徳島市上下水道局総務課契約係窓口（自治会館2階）	鳴門市公式ウェブサイト
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_itaku.html	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/index.html	http://www.city.naruto.tokushima.jp/jigyosha/nyusatsu/torokugyosha/kensetsu/index.html
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期			R4.12月下旬（県がダウンロード可能となった後）	R4.12月下旬（県及び徳島市がダウンロード可能となった後）	R4.12月下旬より
個別審査書類の受付期間			県と同じ	県外企業のみ 徳島市と同じ	県内外企業とも R5.1.11～R5.1.30
資格有効期間			R5.6.1～R6.5.31	県内外企業とも 徳島市と同じ	県内外企業とも R5.6.1～R6.5.31
資格認定通知の送付時期			県内外企業ともR5.6.1頃	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 （共同受付の対象とならない受付を行う場合）			用地取得業務（権利登記、表示登記、不動産鑑定、補償コンサルタント） ※受付期間は上記個別審査書類の受付期間と同じ	漏水調査業務（管路調査業務に名称変更予定） 県内外企業とも ※受付期間は徳島市の個別審査書類の受付期間と同じ ※令和5年度より管路調査業務（下水道部門）の受付を新設予定	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			上記窓口及び方法と同じ	上記上下水道局窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応			県と同様（共同受付で対応）	県と同様（共同受付で対応） 漏水調査業務、管路調査業務は対象外	年度中の追加受付は実施せず

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

			小松島市	阿南市	吉野川市
受付窓口、内容に関する問合せ先			〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 小松島市都市整備部建設管理課 TEL 0885-32-2121 FAX 0885-33-1559 Eメール kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町１２番地３ 阿南市総務部総務課 TEL 0884-22-3804 FAX 0884-22-1249 Eメール kanri@anan.i-tokushima.jp	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島１１５－１ 吉野川市建設部監理課 TEL 0883－22－2252 FAX 0883－22－2239 Eメール kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp
提出方法			市内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送 ※市内企業のみを対象に直接持参による。 ※郵送の場合は、締切日午後5時必着。	持参または郵送 持参の場合：受付時間：午前9時から午後5時(土・日を除く) 郵送の場合：受付期間最終日消印有効 ※書留又は簡易書留に限る
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	市町村内	【市内企業のみ】 ①申請書様式第1号(2ページ分) ②営業所一覧表(県様式第2号) ③職員数調(県様式) ④技術職員名簿(県様式第4号) ⑤登記事項証明書原本(法人)もしくは身分証明書原本(個人) ⑥納税証明書(法人・消費・県・市税・代表者の全部)原本 ※個別審査書類は資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。	【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号(2ページ分)の写し ②測量等実績調書(県様式第3号) ③職員数調(県様式) ④技術職員名簿(県様式第4号) ⑤使用印鑑届(阿南市様式) ⑥代表者の納税証明書(市町村長発行のもの) ⑦同意書(阿南市様式) ⑧県発行の申請書受付票の写し ⑨業者カード(阿南市様式) ※県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付	①県提出の申請書様式第1号(2ページ分)の写し ②委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合(様式任意：原本)) ③法人で、吉野川市に納税義務のある役員がいる場合は、役員の納税証明書(吉野川市発行：写し可) ④測量等実績調書(様式第3号) ⑤県へ提出した業者カードの写し ⑥県発行の申請書受付票の写し ⑦使用印鑑届 【土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)を希望する場合】 ①～⑦に加えて、 ⑧土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書 ⑨建設コンサルタント登録規定第２条による登録証明書の写し
		市町村外		【県内企業】 ①～⑤【市内企業】と同じ ⑥委任状(阿南市内の営業所等に年間委任する場合)※原本を添付 ⑦法人市民税(阿南市長発行のもの)(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) ⑧県発行の申請書受付票の写し ⑨業者カード(阿南市様式) ※県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付	【委任先が県への申請分と異なる場合】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②委任状(様式任意：原本)) 【土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)を希望する場合】 ①土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書 ②建設コンサルタント登録規定第２条による登録証明書の写し
	県外企業			【県外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(2ページ分)の写し ②測量等実績調書(県様式第3号) ③技術者経歴書(県様式第5号) ④使用印鑑届(阿南市様式) ⑤県発行の申請書受付票の写し ⑥委任状(年間委任する場合)※原本を添付 ⑦業者カード(阿南市様式) ※県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付 ※県と受任者が違う場合は、提出書類が一部異なりますので、必ず、阿南市ホームページで提出要領を確認してください。	【委任先が県への申請分と異なる場合】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②委任状(様式任意：原本)) 【土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)を希望する場合】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書 ③建設コンサルタント登録規定第２条による登録証明書の写し
様式等入手方法			小松島市ホームページ	阿南市ホームページ	吉野川市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/2908543.html	http://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2013020800022/	https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/category/zokusei/nyusatsukanrenkyousounyusatsu/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期			R4.12月下旬より	令和4年12月下旬(県がダウンロード可能となった後)	令和4年12月中旬
個別審査書類の受付期間			市内企業のみを対象に R5.2.1～R5.2.28(土日祝を除く)	令和5年1月16日から令和5年1月27日まで	県内外企業とも 令和5年1月11日～令和5年1月26日
資格有効期間			県内外企業とも R5.6.1～R6.5.31	令和5年6月1日から令和6年5月31日まで	県内外企業とも 令和5年6月1日～令和6年5月31日
資格認定通知の送付時期			送付予定なし	送付予定なし	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 (共同受付の対象とならない受付を行う場合)			なし	なし	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			上記窓口及び方法と同じ	個別審査書類と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応			年度中の追加受付は実施せず	共同受付で対応	年度中の追加受付は実施せず

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

		阿波市	美馬市	三好市
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市企画総務部契約管財課 契約・検査担当 TEL:0883-36-8704 FAX:0883-36-8760 Eメール：nyuukei@awa.i-tokushima.jp	〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市企画総務部総務課 TEL　0883-52-1212 FAX　0883-53-9919 Eメール　soumu@mima.i-tokushima.jp	〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2 三好市総務部管財課 TEL0883-72-7635 FAX0883-72-7202 E-mail：kanzai@miyoshi.i-tokushima.jp
提出方法		郵送（期間内午後5時必着）	電子申請 ただし、電信申請が困難な市内企業に限り、持参又は郵送により紙媒体で申請可。	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料（個別審査書類）	県内企業　市町村内	①県提出の申請書様式第１号（２ページ分）の写し ②登記事項証明書（法人）【写し可】 　身分証明書（個人）【写し可】 ③都道府県税の納税証明書【写し可】 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第５号】 **⑥委任状【阿波市様式】※権限委任する場合に提出** ⑦直前２年間の測量等実績調書【阿波市様式第３号等】 ⑧技術者経歴書【阿波市様式第４号等】 ⑨県へ提出した業者カードの写し **⑩阿波市様式の業者カード※権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出** **⑪業務に関する登録証明書等【写し可】※阿波市内の営業所等に権限委任をする場合に提出** ⑫県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	【市内企業】 ①申請書様式第１号（市様式） ②県発行の申請書受付票 ③測量等実績調書 ④職員数調 ⑤登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人） ⑥納税証明書（国：その３の３又はその３の２、県：法人（個人の場合は代表者）に未納がないことのわかる納税証明書、市：法人及び代表者（個人の場合は代表者）に未納がないことのわかる納税証明書） ⑦営業所の所在地図、見取図及び写真 ※1　紙媒体で申請する場合は、上記の順番に紙製のフラットファイルに綴じて提出してください。 ※2　入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。	【市内企業】 ①申請書様式第１号の写し ②徳島県発行の申請書受付票の写し ③業者カード ④使用印鑑届 ⑤測量等実績調書 ⑥職員数調（写し可） ⑦技術職員名簿（写し可） ⑧営業所の見取図及び写真
	県内企業　市町村外		【市外企業】 ①申請書様式第１号（市様式） ②県発行の申請書受付票 ③測量等実績調書 ※　入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。	【市外企業】 ①申請書様式第１号の写し ②徳島県発行の申請書受付票の写し ③営業所一覧表 ④業者カード ⑤使用印鑑届又は委任状 ⑥測量等実績調書 ⑦技術職員名簿（県内企業）、技術者経歴書（県外企業） **※三好市内の営業所等に権限を委任する場合は、次の書類を追加して提出**してください。 ⑧登記事項証明書（写し可） ⑨業務に関する登録証明書等（写し可） ⑩三好市税完納証明書 ⑪職員数調（写し可） ⑫営業所の見取図及び写真
	県外企業			
様式等入手方法		阿波市ホームページ	美馬市ホームページ	三好市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		https://www.city.awa.lg.jp/	http://www.city.mima.lg.jp/gyosei/nyusatsu/shikaku/shinsa-shinsei/	https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期		R4.12月中旬から	R4．12月中旬より	R04.12月下旬より
個別審査書類の受付期間		R5.1.16～R5.2.15	R5．1．15～R5．2．15	令和5年2月1日～令和5年2月28日
資格有効期間		県内外企業とも R5.6.1～R6.5.31 詳細につきましては、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	県と同じ	令和5年6月1日～令和6年5月31日
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 （共同受付の対象とならない受付を行う場合）		無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応		県の共同受付に準じて実施 （ただし、資格有効期間等県と異なる部分があるため、詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。）	県と同様（共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。）	県の共同受付に準じて実施 （追加受付の詳細については、三好市ホームページに掲載します。）

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

			勝浦町	上勝町	佐那河内村
受付窓口、内容に関する問合せ先			〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町建設課 TEL:0885-42-1506 FAX:0885-42-3028 E-mail:kensetsu@town.katsuura.i-tokushima.jp	〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3－1 上勝町総務課 TEL　0885-46-0111	〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村総務課 TEL　088-679-2113 Eメール soumu@vill.sanagochi.lg.jp(LGWAN経由) soumu@sanagochi.i-tokushima.jp(インターネット経由)
提出方法			町内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	市町村内	【町内企業のみ】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②測量等実績調書 ③誓約書(勝浦町様式) ※個別審査書類は資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。	【町内企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し ②登録証明書等の写し ③委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ④県発行の申請書受付票の写し	【村内企業のみ】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②使用印鑑届(原本) ③村税等の未納がない証明書(写し可) ※③は毎年度提出が必要
		市町村外	個別審査書類は徴しない	同上	①委任状(委任先が県と異なる場合) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)
	県外企業		個別審査書類は徴しない	【県外企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し ②委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ③県発行の申請書受付票の写し	①委任状(委任先が県と異なる場合) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)
様式等入手方法			勝浦町ホームページ	上勝町ホームページ	佐那河内村ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			http://www.town.katsuura.lg.jp/	http://www.kamikatsu.jp	http://www.vill.sanagochi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期			R4.12月中旬頃予定	令和5年1月上旬	令和4年12月中旬
個別審査書類の受付期間			R5.3.1～R5.3.31	R5.1.11～R5.2.28	県と同じ
資格有効期間			県内外企業ともR5.6.1～R6.5.31	R5.4.1～R6.3.31	県内外企業とも認定した日～令和6年4月30日
資格認定通知の送付時期			送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 (共同受付の対象とならない受付を行う場合)			無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応			年度中の追加受付は実施せず	年度中の追加受付は実施せず	年度中の追加受付は実施せず

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

			石井町	神山町	那賀町
受付窓口、内容に関する問合せ先			〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1 石井町財政課 TEL 088-674-7501 Eメール zaisei@ishii.i-tokushima.jp	〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地 神山町総務課 TEL 088-676-1111 Eメール soumu@town.kamiyama.lg.jp	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 那賀町会計課検査室 TEL 0884-62-1120 Eメール kaikei@naka.i-tokushima.jp
提出方法			持参又は郵送		
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	市町村内	【県内企業】 ①申請書様式第1号(2ページ分) ②営業所一覧表 ③全部事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(写し可) ④使用印鑑届 (原本) ⑤印鑑証明書 (写し可) ⑥職員数調 ⑦委任状 ⑧営業所の写真及び所在図面 ⑨業者カード ⑩技術者名簿 ⑪測量等実績調書 ⑫登録証明書等 (写し可) ⑬県発行の申請書受付票の写し	個別審査書類は徴しない	個別審査書類は徴しない
		市町村外		個別審査書類は徴しない	同上
	県外企業		【県外企業】 ①申請書様式第1号(2ページ分) ②営業所一覧表 ③全部事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(写し可) ④使用印鑑届 (原本) ⑤印鑑証明書 (写し可) ⑥委任状 ⑦業者カード ⑧技術者経歴書 ⑨測量等実績調書 ⑩登録証明書等 (写し可) ⑪県発行の申請書受付票の写し	個別審査書類は徴しない	同上
様式等入手方法			石井町ホームページ		
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			http://www.town.ishii.lg.jp/		
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期			令和5年1月上旬より		
個別審査書類の受付期間			R5. 3. 1～R5. 3. 31		
資格有効期間			県内外企業とも R5. 6. 1～R6. 5. 31	県と同じ	県内外企業とも 申請データ登録完了日～R6.4.30
資格認定通知の送付時期			送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 (共同受付の対象とならない受付を行う場合)			無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			個別審査書類と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可
追加受付への対応			年度中の追加受付は実施せず	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	年度途中の追加受付は随時対応(町独自で対応)

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

			牟岐町	美波町	海陽町
受付窓口、内容に関する問合せ先			〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 牟岐町建設課 TEL 0884-72-3418	〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村１８－１ 美波町建設課 TEL 0884-77-3618	〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須１２８ 海陽町管財課 TEL 0884-73-4169 FAX 0884-73-3097
提出方法					持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	市町村内	個別審査書類は徴しない	個別審査書類は徴しない	【全企業】 ①県提出の申請書様式第１号(押印したもの) ※①のみの提出は不要です。 ②営業所の町税完納証明書(営業所等が海陽町にある場合) ③代表者の町税完納証明書(代表者が海陽町に在住する場合) ※②③に該当する場合は、①と併せて提出してください。 ※本社・事業所及び営業所、役員の方の住所が海陽町に無い場合は全ての個別審査書類は不要です。
		市町村外			
	県外企業				
様式等入手方法			県の様式に準ずる		海陽町ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元					https://www.town.kaiyo.lg.jp
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期					R4年12月下旬
個別審査書類の受付期間			県と同じ		開始は徳島県と同じ～R5.2.28
資格有効期間			県と同じ	県内外企業とも 県と同じ	県内外企業とも R5.7.1～R6.6.30
資格認定通知の送付時期			送付予定無し	送付予定無し	送付予なし
市町村で独自に申請書受付を行う案件 (共同受付の対象とならない受付を行う場合)			共同事業体の申請は町で申請書類一式を受け付ける	無し	なし
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応			県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	年度途中の追加受付は実施せず。

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

		松茂町	北島町	藍住町
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 松茂町総務課 TEL:088-699-8710 FAX:088-699-6010 eメール　shimei@matsushige.i-tokushima.jp	〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地1 北島町総務課 TEL　088-698-9801	〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52－1 藍住町建設産業課 TEL　088-637-3122 FAX　088-637-3152 Eメール　kensetsu@aizumi.i-tokushima.jp
提出方法		メール(shimei@matsushige.i-tokushima.jp) 必ず件名は【指名願送付】貴社名をご記入ください。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業　市町村内	【全企業】 ①様式第1号 ②様式1-2号 ③様式3号 ④様式第4号(県内) ⑤様式第5号(県外) ⑥職員数調べ(県内) ⑦委任状(年間委任する場合)(押印したもの) ⑧県発行の受付票 ＊＊町内に本社・事業所・代表者・役員の方の住所がある場合＊＊ ⑨町税に係る納税証明書及び納税状況調査同意書 (独自様式有り)	【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号 ②測量等実績調書(直前2年間分) ③北島町政治倫理条例第16条に基づく誓約書〈町様式〉 ④県発行の申請受付票 ⑤提出書類チェック表	【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号 ②町税等の納税状況調査同意書 ③藍住町暴力団排除要綱に伴う誓約書
	県内企業　市町村外	PDFにてメール送付(写し可)		
	県外企業			
様式等入手方法		松茂町ホームページよりダウンロード	北島町ホームページ	藍住町ホームページ内
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		https://www.town.matsushige.tokushima.jp	https://www.town.kitajima.lg.jp/	https://www.town.aizumi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期		R4年12月下旬から予定	R4年12月下旬から	R4年12月上旬予定
個別審査書類の受付期間		R5．3．1～R5．3．15	R5.1.16～R5.2.28	県と同じ
資格有効期間		R4．6．1～R6．5．31	県と同じ	県と同じ
資格認定通知の送付時期		送付予定なし	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 (共同受付の対象とならない受付を行う場合)		共同受付の対象とならない業者の方については総務課までご連絡ください。	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		提出方法と同じメールで対応しています。 件名　例)【指名願　変更届】貴社名〇〇〇	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応		県と同じ	県と同様(共同受付で対応)	県と同じ

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

		板野町	上板町	つるぎ町
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22－2 板野町建設課 TEL 088-672-5996 FAX 088-672-5553 Eメール kensetsu@town-itano.i-tokushima.jp	〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町建設課 TEL 088-694-6812 Eメール ke@kamiita.i-tokushima.jp	〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1－3 つるぎ町管理防災課 TEL 0883-62-3111 FAX 0883－62－4944 Eメールkanri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp
提出方法		持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内	【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号(2ページ分) ②測量等実績調書 ③代表者の納税証明(代表者が板野町に在住する場合) ④委任状(委任先が県と異なる場合)	【町内企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③業者カード ④測量等実績調書 ⑤町税等の納税状況調査同意書 ⑥委任状(委任先が県と異なる場合)	【町内企業】 個別審査書類は徴しない
	県内企業 市町村外		【町外企業】 ※上板町内に主たる営業所がある場合のみ ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③業者カード ④測量等実績調書 ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者がが町内に在住する場合) ⑥委任状(委任先が県と異なる場合)	【町外企業】 (1)つるぎ町内に支店、営業所等がある場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可) (2)主たる営業所以外に年間委任する場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②委任状(任意様式) ※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は必要ありません。
	県外企業		【県外企業】 ※上板町内に主たる営業所がある場合のみ ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③業者カード ④測量等実績調書 ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者がが町内に在住する場合) ⑥委任状(委任先が県と異なる場合)	【県外企業】 (1)つるぎ町内に支店、営業所等がある場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可) (2)年間委任先が県と異なる場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②委任状(任意様式) ※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は必要ありません。
様式等入手方法		板野町ホームページ内	上板町ホームページ入札情報よりダウンロード	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		http://www.town.itano.tokushima.jp/	http://www.townkamiita.jp/	無し
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期		R4年12月下旬予定	R5年1月頃予定	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の受付期間		R5.2.1～R5.3.31	県共同受付後随時受付	県と同じ
資格有効期間		県内外企業とも R5.5.1～R6.4.30 (県と同じ)	県と同じ	県と同じ
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 (共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

市町村の個別審査書類一
覧表(**測量・建コン等**)

			東みよし町
受付窓口、内容に関する問合せ先			〒771-2595 徳島県三好郡東みよし町昼間3673番地1 東みよし町建設課 TEL 0883-79-5342 FAX 0883-79-3235 Eメール kensetsu01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp
提出方法			
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	市町村内	個別審査書類は徴しない
		市町村外	
	県外企業		
様式等入手方法			
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期			
個別審査書類の受付期間			
資格有効期間			令和5.6.1～令和6.5.31
資格認定通知の送付時期			送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件 (共同受付の対象とならない受付を行う場合)			無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可
追加受付への対応			県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)